

## 被災中小企業者等再建支援事業費補助金 Q &amp; A

## 1. 補助金の目的

この補助金は、令和4年9月に発生した台風15号で被災した事業者の再建支援と地域経済の持続可能性の回復を図ることを目的に、静岡県の「被災中小企業再建支援事業費」の対象とならない市内中小企業者・小規模企業者の原状復旧に要する経費の一部を助成します。

## 2. 補助金の概要

補助対象者	島田市内に事業所を持ち、台風15号により直接被害を受けた中小企業者・小規模企業者
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の修繕費</li> <li>・機械設備の修繕及び購入費</li> <li>・業務用車両の修繕及び購入費</li> <li>・清掃委託費、撤去費等</li> </ul>
補助率	中小企業者：補助対象経費の1/2 小規模企業者：補助対象経費の2/3
補助上限額 補助下限額	上限額：50万円 下限額：5万円
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、原状復旧に係る経費が対象になります。</li> <li>・製品在庫、仕掛品、材料等の被害は対象外です。</li> <li>・受取保険金額や消費税は対象経費から除いてください。</li> <li>・他の公的補助制度を利用した経費は、対象外（併用不可）です。</li> </ul>

## 3. 補助金申請にあたって

- 自然災害等からの復旧・復興は、損害保険・共済等の自助の取組が原則となりますが、台風15号の甚大な被害を鑑み、地域経済の早期の再建を図ることを目的に、本事業を特例的に措置しています。
- 税金を財源とする補助金のため、必要な事務手続きや各種の制限があります。制度の趣旨や遵守事項等について御理解いただきますようお願いいたします。
- 当補助事業にあたっては、要綱等に従い誠実に実施することを義務付けております。不正・不当な行為に対しては、補助金返還等の処分が科されますので適切な運用に努めてください。

## 4. お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問い合わせください。

島田市産業経済部商工課商工政策係

電話 0547-36-7146

メール syoukou@city.shimada.lg.jp

## 5. 被災中小企業者等再建支援事業費補助金のQ & A

### (1) 被災中小企業者等再建支援事業費補助金の内容

#### 【問1】 どのような補助金か。

(回答)

- 令和4年9月に発生した台風15号により被災された事業者の皆様の再建を支援するため復旧経費の一部を補助するものです。したがって、原状回復（被災前の状態に戻す）に要する費用に対する補助を基本とします。
- 補助金申請ができるのは、復旧を図る施設・設備の所有者となります。

#### 【問2】 既に施設等の復旧をした場合は補助対象となるか。

(回答)

- 台風15号により被害を受けた後、補助金の交付決定前に施設及び設備等の復旧を行った経費についても補助対象とします。
- ただし、写真や書類等で被災の事実が確認可能で、かつ、復旧の内容が適正であると認められる場合に限りです。

#### 【問3】 いつまでに補助金申請をすればいいか。

(回答)

- 今回の補助金は、令和4年度及び令和5年度に申請することが可能です。  
第1次受付分 令和5年3月15日(水)までを申請期限とします。  
第2次受付分 令和5年4月3日(月)から令和5年12月28日(木)までを申請期限とします。

#### 【問4】 補助金の申請は、1回限りか。

(回答)

- 各事業者1回限りの申請になります。

#### 【問5】 補助金の対象となる復旧は、いつまでに完了する必要があるのか。

(回答)

- 第1次受付分（令和5年3月15日(水)期限）については、令和5年3月15日(水)までに事業を完了（納品、支払いまで）している必要があります。
- 第1次受付分として申請書を提出したが、令和5年3月15日(水)までに事業が完了しない、または、完了しないことが予想される場合は御連絡ください。
- 令和5年4月3日(月)以降に受け付けたものについては、令和5年12月28日(木)までに事業を完了（納品、支払いまで）する必要があります。

**【問6】 補助金が支払われるまでにどのような手続きが必要になるのか。**

(回答)

○補助金の支払いまでの手続きは、次のとおりとなります。

① 補助金の交付申請	各事業者→ 市（商工課）
② 交付決定通知	市（商工課）⇒ 各事業者
③ 復旧事業の着手(※)	各事業者
④ 復旧事業及び支払いの完了	各事業者
⑤ 実績報告書の提出	各事業者→ 市（商工課）
⑥ 書類確認、現地確認	市（商工課）
⑦ 補助金の額の確定通知	市（商工課）⇒ 各事業者
⑧ 補助金の請求	各事業者→ 市（商工課）
⑨ 補助金の支払い	市（商工課）⇒ 各事業者

※③について、交付決定前であっても遡及適用され、補助対象となる場合があります。

○上記のとおり、復旧工事代金を支払った後に実績に応じて補助金が支払われますので、補助事業の実施に当たっては、資金計画など十分な検討を行ってください。

**【問7】 補助金の申請には「被災証明書」等が必要になるのか。**

(回答)

○今回の補助金は、台風15号により被害を受けた施設及び設備等の復旧に要する経費への支援のため、島田市が発行する「被災証明書」「罹災証明書」などにより被災状況を確認する必要があります。「被災証明書」等の提出をお願いします。

**【問8】 被災証明書等の発行期間が満了し、証明書が手に入らないがどうすればよいか。**

(回答)

○まずは被災証明書等を担当している福祉課に御相談した後、御連絡ください。

**【問9】 「固定資産台帳」は必要になるのか。**

(回答)

○施設、設備、車両等の所有を確認する必要がありますので、補助金の申請を予定しているものについては、固定資産台帳等で所有を確認させていただきます。

○パソコンなど固定資産台帳で所有の確認ができないものについては、保証書や写真などにより所有が確認できれば、補助対象となる場合があります。

**【問10】 全ての被災状況について写真が必要になるのか。**

(回答)

○原則として、補助金申請を行う施設、設備・備品、車両について被災箇所が分かる写真が必要です。すでに復旧済みなど、被害状況が分かる写真の提出ができない場合には現状の写真に被害状況を補足するなど、被災状況が分かるように資料を整理して提出願います。

【問11】 他の補助金との併用は可能か。

(回答)

- 同一の補助対象経費については、他の補助金等との併用はできません。
- なお、被害状況により補助金額が50万円以上となる場合は、県の補助制度を活用ください。

**【(静岡県)被災中小企業再建支援事業費補助金】**

- 中小企業者 …補助対象経費100万円～400万円 補助率1/2 補助額50万円～200万円
- 小規模企業者…補助対象経費 75万円～300万円 補助率2/3 補助額50万円～200万円
- 静岡県の補助金と島田市の補助金を重複して申請することはできません。

【問12】 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合、どのようにすればよいか。

(回答)

- 交付申請時に保険金の受領額が不明な場合は、保険金額を記載せずに申請し、実績報告時に保険金額を記載して報告してください。申請時にその旨を報告願います。
- 補助金受給後に受領する保険金額が判明した場合には、御相談ください。
- なお、保険金を受領したにも関わらず虚偽の申請により補助金を不正に受給したことが発覚した場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金を返還していただいたうえで、加算金を徴収することになります。

【問13】 今回の補助金で復旧した施設等は、保険（共済）に加入する必要があるのか。

(回答)

- 今回の補助金で復旧した施設等の「自然災害による損害を補償する保険・共済」への加入は義務ではありませんが、事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画を作成するなど、今回の災害を踏まえた取組を実施する必要があります。

**(2) 補助対象事業者**

【問14】 島田市内に事業所を有する必要があるのか。

(回答)

- 原則、島田市内に事業所を有する事業者が対象になります。
- 事業所が対象地域外にあり、出張等により偶然に島田市内で営業車等が被災した場合の復旧費用は補助対象外となります。

【問15】 申請は事業所単位で行うのか。

(回答)

- 申請は事業者単位となります。同一の事業者が、対象となる複数の事業所の復旧費用を申請することは可能ですが、全てを合算した補助対象経費の補助上限は50万円、下限は5万円のままととなります。

【問16】 法人が使用する施設の所有者がその法人の代表者個人となっている場合、補助金の交付申請は可能か。

(回答)

- 復旧整備する施設・設備について、補助金交付申請を行うことができるのは、原則、所有者に限られます。ただし、賃貸借契約書や使用貸借契約書等により、代表者個人と当該法人との貸付関係が確認できる資料があり、借主の修繕義務が明記されている場合は申請することは可能です。

【問17】 中小企業者、小規模企業者の判断はいつの時点で行うのか。

(回答)

- 原則、被災時点及び申請時点で判断します。

【問18】 農家などの1次産業を営む事業者は補助対象となるか。

(回答)

- 商工会法第2条に規定する「商工業者」に該当する場合は、補助対象となります。
- 漁業、農業、林業等を営む方による原始取得した生産物の売買行為については、商行為に属しませんが、1次生産物の加工を伴う場合は該当になりますので、事前に御相談願います。

### (3) 補助対象経費

【問19】 補助対象にならない経費はどのようなものがあるのか。

(回答)

[補助対象経費に該当しないものの例]

- 消費税及び地方消費税
- 風評被害等による逸失利益
- 従業員へ支払う給与
- 店舗兼住宅の場合の住宅部分
- 製品在庫、仕掛品、材料、陳列されていた商品等
- リース料、賃料
- 被災状況調査等の事前調査や点検費用
- 仮設店舗や応急措置等の仮復旧費
- 寮などの福利厚生施設
- 汎用性が高く、他に転用される可能性が高い事務用品（机、椅子、書庫等）
- 消耗品、ソフトウェア等の無形資産
- 振込手数料

【問20】補助金額に上限や下限はあるのか。

(回答)

- 補助金の上限額は50万円です。補助率が1/2である中小企業者の場合、補助対象経費の合計額は100万円が上限、補助率が2/3の小規模企業者の場合、補助対象経費の合計額は75万円が上限となります。
- 補助金の下限額は5万円です。補助率が1/2である中小企業者の場合、補助対象経費の合計額が10万円以上の場合に申請が可能です。補助率が2/3である小規模企業者の場合、補助対象経費の合計額が7.5万円以上の場合に申請が可能です。

【問21】施設、設備等の規模が従前より大きくなってもよいか。

(回答)

- 原則として、施設、設備、車両の復旧に当たっては、従前の規模や機能、性能と同等以下であることが必要です。

【問22】設備の修繕ではなく、設備の購入は補助対象となるのか。

(回答)

- 設備メーカー等により「修繕不能である証明書（任意様式）」がある場合は購入ができません。その場合は、従前設備と同等以下の設備であることを証した書類の提出も必要となります。
- 従前設備が古いなど、同一の設備や同等品が入手できない場合には、「現在入手できる設備の最低限の性能（被災前と同等でなくても可）」のものに限り補助対象とすることができます。
- 見積比較により、修繕費用より購入費用が安価となる場合にも購入ができます。その場合には、修繕に係る見積書と購入に係る見積書の2種類の提出が必要です。

【問23】被災前に地下に設定していた設備を地上階に設置する場合、補助の対象となるのか。

(回答)

- 「原状回復」には、調達した当時には予見できなかった「欠陥」や「瑕疵」からの回復も含むと考えられます。被災前と同様に地下に設置すると、災害が発生する都度、設備が故障することとなり、期待された機能が発揮されないこととなるため、地上階への設置も補助の対象とします。
- 地下から地上階への運搬及び床の補強等の追加工事等に係る経費は補助の対象となりません。

【問24】土砂の撤去等に要する経費は、補助の対象となるのか。

(回答)

- 土砂の撤去、産業廃棄物処理、防カビ処理のみを補助の対象とすることはできません。

【問25】 設備、機械等の点検経費は補助対象となるのか。

(回答)

- 点検経費のみを補助の対象とすることはできません。
- 設備等の修繕に付随する場合は、補助対象となります。

【問26】 土地のかさ上げは補助対象となるのか。

(回答)

- 施設、設備等の復旧費用を対象としているため、かさ上げ等の土地の造成に要する費用については補助の対象外となります。

【問27】 パソコンやエアコンのような電子機器や車両などは、補助対象となるのか。

(回答)

- 資産計上されていない備品、什器は原則として補助対象外ですが、電子機器や車両などについて、「被災前に所有していたこと」及び「業務用のみに用いていたこと」が証明できれば、補助対象となることがありますので、個別に御相談ください。
- ソフトウェアについては、原則として補助対象とはなりません。
- 業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金返還の対象となります。

【問28】 パソコンを購入する場合、被災前よりOSがバージョンアップしても大丈夫か。

(回答)

- 本補助金は、原状回復に要する費用に対する助成を基本とするものですが、調達した当時から技術や市場の変化があり、現時点での技術や市場に照らして同等と言えるものの回復も含まれます。
- OSのバージョンアップしたものが現在の市場等に照らして、一般的であると言える場合は、原状回復として整理し、補助対象となることがあります。

【問29】 リース設備等が被災した場合の修理費は、補助対象となるのか。

(回答)

- リース設備等を業務用に供していることが認められれば、補助の対象となります。その場合には、リース契約書等でユーザー側が修繕義務を負うことを確認させていただきます。

【問30】 店舗兼住宅などの場合、どこまで補助対象とされるのか。

(回答)

- 復旧の対象となる施設が、店舗兼住宅など事業用以外の用途にも使用されている場合は、その事業用部分のみ（面積按分）が補助対象となります。補助対象部分は、利用状況、図面等により特定します。
- 復旧に要する見積金額を、「事業用のみ」、「非事業用のみ」、「その他」に分類し、事業用面積比率などにより、補助対象経費を積算します。

【問31】 駐車場は補助対象となるのか。

(回答)

- 駐車場について事業用資産として計上している場合は、補助の対象となります。ただし、従業員駐車場などは福利厚生施設に該当し、対象とはなりません。
- 月極駐車場や時間貸しの駐車場については、対象とはなりません。

【問32】 資産計上されていない施設、設備、車両は、補助対象となるのか。

(回答)

- 資産計上されていない施設等であっても、売買契約書、購入業者等からの証明書などにより所有が確認できる場合は、補助の対象となる場合があります。
- なお、補助金により復旧した施設、設備、車両については、原則として、復旧後に資産計上していただく必要があります。

【問33】 書類が紛失し、資産計上していたことが証明できない。

(回答)

- 資産計上され、所有していたことを確認する必要があります。税務申告書に固定資産台帳が添付されていることがありますので、所管する税務署または担当税理士等に御相談ください。

【問34】 自社で実施した復旧工事経費は対象となるのか。

(回答)

- 自社で復旧工事を行った場合も補助対象となりますが、申請者自身の利益を除く必要があります。したがって、自社復旧の場合に対象となる経費は材料費等の実費のみとなり、人件費等は含みません。
- 調達した資材等については、原価証明書等により調達原価であることを証明する必要があります。

【問35】 車両は補助対象になるのか。

(回答)

- 資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確なもの（企業名が車体に印刷されている場合など）については、補助対象となる場合があります（非事業用との按分により資産計上されている場合には、対象外となります）。
- 運行記録や業務日報、任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっているなど、事業用のみに使用していることを確認する場合があります。

【問36】 車両の購入の場合、どのような手続きが必要か。

(回答)

- 被災車両は原則修理ですが、修理不能となった場合には、販売店や修理工場などから修理不能の証明書を手入れし、被災車両の永久抹消登録の手続きを行うことで、被災車両と同等品以下の新車または中古車の購入費用を補助対象とすることができます。



- 修理可能な車両についても、「修理費用」と「下取り適用後の購入価格（同等品以下の新車または中古車の購入費用）」を比較し、「下取り適用後の購入価格」が安価な場合は、「下取り適用後の購入」による復旧も補助対象とすることができます。
- 購入車両は、被災した車両と同等品以下の車両となりますが、同等品以下の車両の判断は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）に応じて総合的に確認させていただきます。なお、同等品以下と判断できない場合は、購入費用そのものが対象外となる場合があります。
- 車両購入の際の補助対象経費は、車両本体（補助対象となる装備品を含む）の価格のみで、自動車取得税、重量税、登録費用等などの法定費用等は補助対象外となります。

【問37】 車両のオーディオ、ナビゲーションシステムなどの装備品は補助対象となるのか。

(回答)

- 被災前の車両に装備されており、業務で使用されるものについては、補助対象となります。
- 自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化やメーカーの違いにより同一の設定が無い等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、設備比較証明書等により、総合的に同程度の水準と判断されれば補助対象となる場合があります。

【問38】 住居用の賃貸アパートが被災したが、補助対象となるのか。

(回答)

- 住居用の賃貸アパートや賃貸マンションは補助対象となりません。

【問39】 事業用の賃貸物件が被災したが、補助対象となるのか。

(回答)

- 貸付物件は原則として補助対象外となります。ただし、被災時に事業者の事業用として貸付していた施設等で事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業用に供する場合には、例外的に補助対象となります。

【問40】 「被災前に所有していたこと」及び「業務用のみに用いていたこと」の証明ができない（固定資産台帳への計上漏れ、または証拠書類（使用簿や保証書、写真等の紛失等）場合は、どうすればいいのか。

(回答)

- この補助金は、原則、固定資産台帳に計上されている機械設備が対象となります。そのため、資産計上されていない機械設備は補助対象外となりますが、本来計上すべき機械設備（取得価格が10万円以上で、1年以上使用するもの）を過失により、計上漏れしていた場合は、その機械設備の所有及び業務使用の状況を証明することにより、補助対象となる場合があります。
- 証拠書類の紛失等により、所有等の証明ができない場合は、経営指導員や購入業者、メンテナンス業者、取引先等の第三者からの確認をもって、所有等の証明とする場合

もありますので、事前に御相談ください。

- なお、補助金により購入した機械設備は、購入後、固定資産台帳へ計上していただく必要があります。

#### (4) 補助金の変更申請

【問41】 どのような場合に変更申請が必要か。

(回答)

- 次の①、②、③に該当する場合には、変更申請が必要です。

- ① 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合
- ② 補助対象経費の減額が20%を超える場合
- ③ 補助金額が増額となる場合

- 変更交付申請が必要になる可能性がありますら、事前に御相談ください。

【問42】 交付申請時に予定していた設備と違う設備を導入することは可能か。

(回答)

- 交付申請時の設備が導入できなくなったなど、特別な事情が生じた場合には変更可能です。
- 内容や金額に変更が生じる場合は、事前に御相談ください。

#### (5) 実績報告

【問43】 実績報告書はいつ提出するのか。

(回答)

- 令和4年度分の実績報告書は、交付決定通知後、全ての補助事業が完了し、全ての支払いが終わった上で、令和5年3月15日(水)までに提出してください。
  - 令和5年度分の実績報告書は、交付決定通知後、全ての補助事業が完了し、全ての支払いが終わった上で、令和5年12月28日(木)までに提出してください。
  - 実績報告書の提出後、現地確認する場合がありますので、必ず控えをご用意ください。
- ※令和5年度分については、議会での予算成立が前提となります。

【問44】 精算額が増額となったが、補助金は増額となるのか。

(回答)

- なお、精算額が増あるいは減となった場合は、改めて補助金額を算出し、補助金額の確定を行います。変更申請書の提出をお願いします。

【問45】 実績報告書を提出してからどのくらいで補助金が支払われるのか。

(回答)

- 実績報告書の提出後、書類審査（必要に応じて現地確認）の後、補助金確定を通知します。確定通知に基づき請求書を提出いただき補助金の支払いになります。なお、実績報告書の提出後の確認により、支払いが1～2か月程度を要する場合があります。
- 年末年始などは、通常よりも時間を要する場合があります。

この補助金は、以下の規程に基づき交付されるものです。

- ・ 島田市補助金等交付規則
- ・ 島田市被災中小企業者等再建事業費補助金交付要綱

申請にあたっては上記規程のほか、この「Q&A」や「申請の手引き」を確認し、誤りのないよう御留意ください。

◆問い合わせ先

島田市産業経済部商工課商工政策係

電 話：0547-36-7146

メール：syokou@city.shimada.lg.jp